

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

法 律

御名 御璽

平成十一年五月十四日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第四十一号
特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)、出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六条第一項に次の大字を加える。

ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

第四十六条第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四

条まで」に改める。

第四十八条の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

第六十四条第一項に後段として次のように加える。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三条第一項又は第

四十二条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三

条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三 その特許出願が外国語書面であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書

面の翻訳文が特許庁長官に提出されていな

いものである場合

四 第一条に規定する書面が提出されたとき

は、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三第一項中第三号を削り、第四

号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前項第四項」を「第六十七条の二第四

項」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録すべき旨の査定又は審決」に改め、同

条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号の規定の適用を受けることができる」に改める。

第四十四条に次の二項を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された

書面又は書類であつて、新たな特許出願につ

いて第三十条第四項、第四十一条第四項又は

第四十三条第一項及び第一項(前条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により提

出しなければならないものは、当該新たな特

許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六条第一項に次の大字を加える。

ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

第四十六条第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四

条まで」に改める。

第四十八条の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

第六十四条第一項に後段として次のように加える。

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合

二 その特許出願が第四十三条第一項又は第

四十二条の二第一項若しくは第二項の規定

による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第二

項において準用する場合を含む。)に規定

する書類及び第四十三条第五項(第四十三

条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出さ

れていないものである場合

三 その特許出願が外国語書面であつて第三

十六条の二第二項に規定する外国語書

面の翻訳文が特許庁長官に提出されていな

いものである場合

四 第一条に規定する書面が提出されたとき

は、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三第一項中第三号を削り、第四

号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前項第四項」を「第六十七条の二第四

項」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録すべき旨の査定又は審決」に改め、同

条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五

第六十四条の二 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番

号及び年月日

三 第七十二条第三項を次のように改める。

3 第百三十二条第一項及び第二項、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十三条の二、第一百三十四条第一項、第

三項及び第四項、第一百三十五条、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十八条、第一百三十九条(第六号を除

く)、第一百四十条から第一百四十四条まで、第

一百四十四条の二第一項及び第三項から第五項

まで、第一百四十五条第二項から第五項まで、並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条第二項中「一年以上できなかつた」を「できない期間があつた」に改める。

第六十七条第二項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された

書面又は書類であつて、新たな特許出願につ

いて第三十条第四項、第四十一条第四項又は

第四十三条第一項及び第一項(前条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により提

出しなければならないものは、当該新たな特

許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第六十四条の二 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番

号及び年月日

三 第七十二条第三項を次のように改める。

3 第百三十二条第一項及び第一項、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十三条の二、第一百三十四条第一項、第

三項及び第四項、第一百三十五条、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十八条、第一百三十九条(第六号を除

く)、第一百四十条から第一百四十四条まで、第

一百四十四条の二第一項及び第三項から第五項

まで、第一百四十五条第二項から第五項まで、並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された

書面又は書類であつて、新たな特許出願につ

いて第三十条第四項、第四十一条第四項又は

第四十三条第一項及び第一項(前条第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により提

出しなければならないものは、当該新たな特

許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第六十四条の二 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願公開の請求に係る特許出願の表示

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番

号及び年月日

三 第七十二条第三項を次のように改める。

3 第百三十二条第一項及び第一項、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十三条の二、第一百三十四条第一項、第

三項及び第四項、第一百三十五条、第一百三十六

条第一項及び第一項、第一百三十七条规定

第一百三十八条、第一百三十九条(第六号を除

く)、第一百四十条から第一百四十四条まで、第

一百四十四条の二第一項及び第三項から第五項

まで、第一百四十五条第二項から第五項まで、並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。

第六十七条の二第一項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に並

びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条

の次に次の二条を加える。